

大学進学支援金受給申請フロー

平成31年度に大学進学を希望している県内高校または高等専修学校に在学している生徒（10名）に対し、10万円の進学支援給付金を支給する制度を創設しました。
 詳細については、大学進学支援基金制度のご案内、募集要項等に記載しておりますが、その概要については以下のとおりでありますので、趣旨にご理解いただくとともに、運用にあたってのご協力をお願いします。

1 応募資格

次の（１）～（３）の要件すべて満たしていること。

- （１） 4年制大学進学を希望している生徒であること。
- （２） 次の①～③の要件のいずれかを満たす世帯に属すること。
 - ① 主たる生計維持者の市町村民税所得割が非課税の世帯
 - ② 雇用情勢の悪化等により主たる生計維持者が離職中であり、大学進学が困難な状況にある世帯
 - ③ 本人が児童養護施設等に入所しており、保護者の支援が得られない状況
- （３） 学業が優秀で他の模範となる生徒であること。

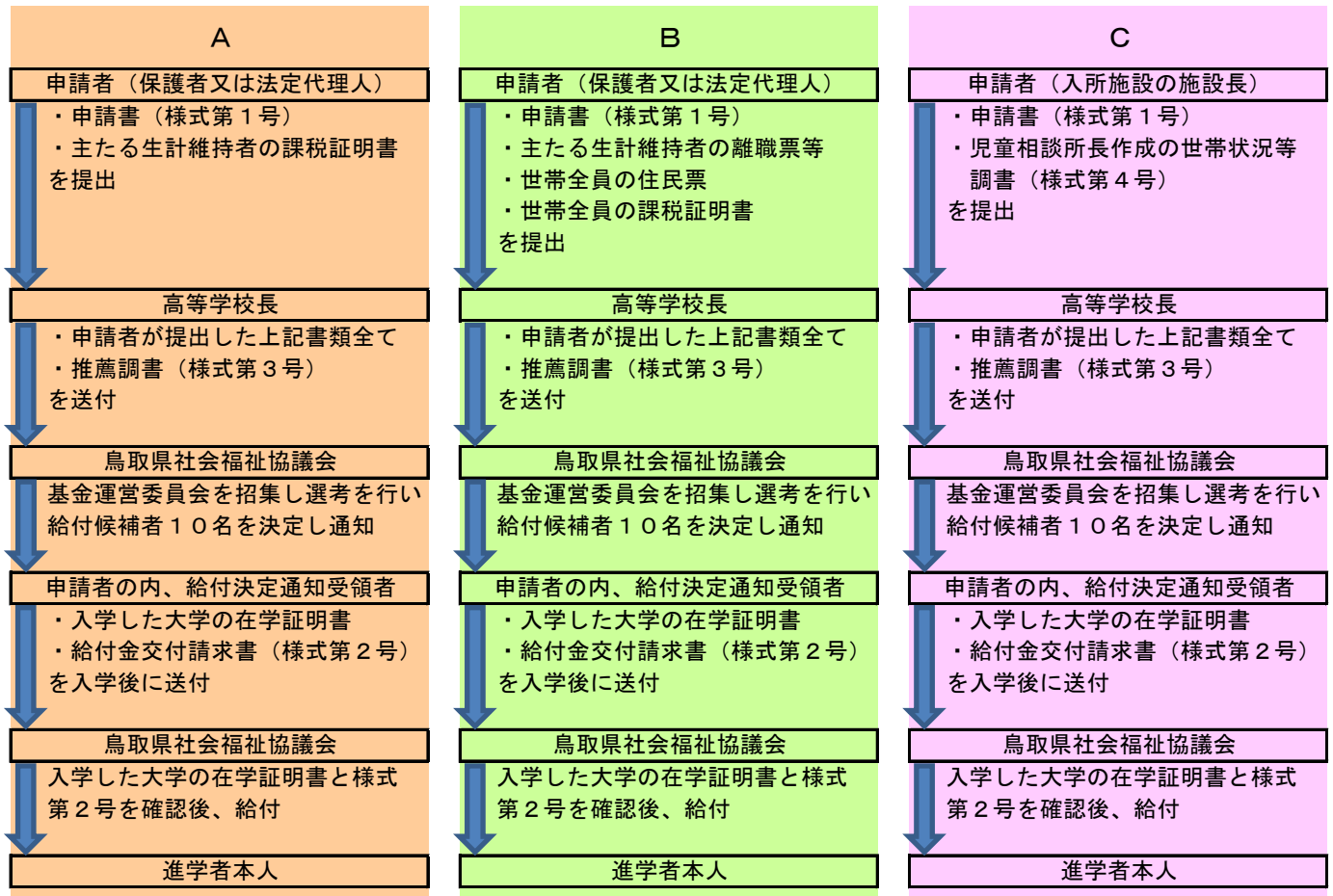
応募資格を次のとおり分類します。

上記応募資格の	
（１）、（２）①、（３）に該当→	A
（１）、（２）②、（３）に該当→	B
（１）、（２）③、（３）に該当→	C

2 応募資格別の申請者

- A・・・保護者又は法定代理人
- B・・・保護者又は法定代理人
- C・・・入所している施設の施設長

3 申請書類と手続きフロー



※詳細は鳥取県社会福祉協議会大学進学支援金受給希望者募集要項をご覧ください。